

# 岳北広域行政組合格約

〔 昭和 50 年 1 月 23 日  
北信事務所指令 49 北県第 582 号 〕

(名称)

第 1 条 この組合は、岳北広域行政組合（以下「組合」という。）という。

(組織地方公共団体)

第 2 条 この組合は、次の市村（以下「組織市村」という。）で組織する。

飯山市、木島平村、野沢温泉村及び栄村

(共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。ただし、栄村については第 1 号及び第 2 号に係る事務を除く。

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づく火葬場の経営に関する事務
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 41 年法律第 137 号）に基づくし尿処理施設の経営に関する事務並びにごみ処理施設の経営に関する事務並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）に基づく保管施設の経営に関する事務
- (3) 消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく消防に関する事務（消防団及び消防水利に関する事務を除く。）

(事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、飯山市大字飯山 3690 番地 1 号に置く。

(議会)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、18 人とし、組織市村の議会において、その市村の議会の議員のうちから、飯山市 8 人、木島平村 4 人、野沢温泉村 4 人及び栄村 2 人を選挙する。

2 前項の場合においては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 118 条の規定を準用する。

(議員の任期)

第 6 条 組合議員の任期は、組織市村の議会の議員の職にある期間とする。

2 組合議員に欠員が生じたときは、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

(執行機関)

第 7 条 組合に組合長 1 人、副組合長 4 人及び会計管理者 1 人を置く。

2 組合長は飯山市長の職にある者を、副組合長は木島平村長、野沢温泉村長、栄村長及び飯山市副市長の職にある者をもってそれぞれ充て、その任期はその職にある期間とする。

3 会計管理者は、飯山市会計管理者の職にある者をもって充てる。

(監査委員)

第 8 条 組合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者の

うちから各 1 人を選任する。

(幹事)

第9条 組合に第3条に定める事務に関する協議等を行うため、幹事を置くことができる。

(補助職員)

第10条 第7条第1項に定める者のほか、組合に職員を置き、組合長が任免する。

(経費の支弁の方法)

第11条 組合の費用は、組合の財産及びその他の収入をもつて充て、なお不足するときは、別表に定めるところにより組織市村が負担する。

附 則

この規約は、昭和 50 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 56 年 4 月 1 日北県第 4 号)

この規約は、許可のあつた日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 3 月 30 日北県第 519 号)

この規約は、許可のあつた日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 4 年 2 月 1 日北信地総第 369 号)

(施行期日)

1 この規約は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 2 項の改定規定は、許可の日から施行する。

(経過処置)

2 この規約の施行（前項ただし書に係る部分に限る。）の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、この規約による変更後の岳北広域行政組合格約第 8 条第 2 項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則 (平成 9 年 11 月 4 日北信地総第 350 号)

この規約は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 2 月 13 日北信地総第 413 号)

この規約は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 8 月 1 日北信地方事務所届出)

この規約は、平成 13 年 8 月 1 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 15 年 1 月 6 日北信地方事務所届出)

この規約は、平成 15 年 1 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日 18 北信地政第 423-2 号)

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 31 日 20 北信地政第 240 号)

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 1 月 24 日北信地方事務所届出)

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 10 月 30 日北信地方事務所届出)

この規約は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。